

半田市下水道処理区域編入に関する要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、本市の公共下水道の効率的な整備促進を図るため、宅地開発等で下水道が整備された区域（以下「既整備区域」という。）を公共下水道の処理区域に編入することに関し必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この要綱は、既整備区域について適用する。

(用語の意義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 宅地開発等 別表に掲げる事業をいう。
- (2) 処理区域 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号に規定する区域をいう。
- (3) 負担金条例 知多都市計画半田下水道事業受益者負担に関する条例（昭和49年半田市条例第62号）をいう。
- (4) 受益者負担金 都市計画法（昭和43年法律第100号）第75条の規定に基づく受益者負担金をいう。

(編入要件)

第4条 処理区域に編入することができる既整備区域は、次の各号に掲げる要件を充たしているものとする。

- (1) 下水道管、汚水ます等の構造及び設置方法等が、本市の下水道計画と整合していること。
- (2) 既整備区域内における雨水系統及び汚水系統の施設平面図及び配管詳細図があること。

(受益者負担金の特例)

第5条 処理区域に編入される既整備区域に対する受益者負担金については、負担金条例第8条第2項第6号の規定により減免するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めのないものについては、その都度市長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月13日から施行し、平成22年12月24日から適用する。

別 表

宅地開発等の名称	施行面積 (㎡)
(1) 半田市清城土地区画整理事業	752,436.42
(2) 半田市白山桐ヶ丘土地区画整理事業	245,002.90
(3) 半田市住吉駅東土地区画整理事業	16,243.24
(4) 半田柊星崎土地区画整理事業	147,383.47